

登録政治資金監査人の登録等に係る様式（案）について

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第56号）による改正後の政治資金規正法施行規則（以下「改正後の規則」という。）における条番号の変更等に伴い、登録政治資金監査人の登録等に係る様式について以下のとおり定め、本省令の施行（平成27年7月1日）にあわせて施行することとする。

1 登録政治資金監査人名簿

- (1) 改正後の規則第25条第4号の規定による政治資金適正化委員会が定める事項は、別紙1の様式に盛り込まれている事項とする。
- (2) 改正後の規則第26条第1項の規定による政治資金適正化委員会の定める様式は、別紙1のとおりとする。

2 登録政治資金監査人登録申請書

改正後の規則第27条第2項の規定による政治資金適正化委員会の定める様式は、別紙2のとおりとする。

3 登録政治資金監査人証票（亡失・損壊）届出書

改正後の規則第29条第1項の規定による政治資金適正化委員会の定める様式は、別紙3のとおりとする。

4 登録政治資金監査人証票再交付申請書

改正後の規則第29条第2項の規定による政治資金適正化委員会の定める様式は、別紙4のとおりとする。

5 登録政治資金監査人変更登録申請書

改正後の規則第30条の規定による政治資金適正化委員会の定める様式は、別紙5のとおりとする。

6 登録政治資金監査人登録抹消申請書

改正後の規則第31条第1項の規定による政治資金適正化委員会の定める様式は、別紙6のとおりとする。

7 登録政治資金監査人登録抹消届出書

改正後の規則第31条第2項の規定による政治資金適正化委員会の定める様式は、別紙7のとおりとする。